

## 院生の学会・講習会参加等に係る経費の補助について（院生向けアナウンス）

2017年7月18日

心理学専攻主任 堀

臨床心理学専攻主任 林

国際化を推進し、研鑽機会を増やし、大学院の研究活動をいっそう活性化するため、学生研究会費の一部を大学院生の出張旅費、学会参加費に充てることになりました。

### ○ 補助の対象となる活動

1. 学術団体主催の学会で本人が筆頭著者となっておこなう研究発表（ポスター発表も可）。ただし、立教大学の学会発表奨励金（立教大学大学院学生学会発表奨励金）に申請することを条件とする（申請受理した際に渡される半券のコピーの提出を求める）。
2. 立教大学大学院学生学会発表奨励金の対象とならない、海外または国内で開かれる学術団体主催のセミナー、ワークショップ、講習会等への参加
3. 一人同一年度内に1回に限る

### ○ 補助の対象となる経費

1. 交通費
2. 宿泊費
3. 参加費
4. 海外については、学会で発表をする場合は総額14万円、学会主催の講習会等に参加する場合は総額6万円を限度とする。また、国内については、学会で発表をする場合は総額4万円、学会主催の講習会等に参加する場合は総額2万円を限度とする。学会主催ではない講習会等については補助対象としない。補助金の対象となる活動1において立教大学の学会発表奨励金を取得した場合は、必要経費から奨励金を引いた額と限度額のうち、少ない方の金額を支給する。

### ○ 選考方法

1. 指導教員の承認を得たうえで、参加1ヶ月前までに（年度末の場合は1月末までに）別に定める書式で所属する専攻の主任宛に補助申請を提出する。学会発表の場合は、必ず事前に立教大学の学会発表奨励金に申請すること。
2. 両専攻主任の合議により採否を決定し、学科会議に提案する

### ○ 参加報告と補助金の請求

1. 採択された申請者は学会等への参加の後、1ヶ月以内に参加報告書と精算書および証憑書類を教育研究支援室に提出する

### ○ その他

1. 申請が多く、当初予算が不足する場合は、年度途中で募集を打ち切ったり、一人あたりの補助金額を減額したりする可能性がある
2. この制度は2017年度限りのものであり、2018年度以降については年度ごとに心理学科会議で協議をして決定する

以上